

答 申

第1 審査会の結論

- 1 宮城県警察本部長は、本件審査請求の対象となった開示決定等において開示しないこととした情報のうち、以下の情報を開示すべきである。

書証（乙第27号証）

- 2 本件審査請求の対象となった平成27年5月29日付け宮本監第962号で宮城県警察本部長が行った開示請求却下処分は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成27年1月17日、下記の内容について2件の開示の請求を行った。

- (1) 平成19年に県（県警）を相手に損害賠償請求を求めた事件の訴状、答弁書等の主張書面一切及び判決書正本（以下「本件開示請求1」という。）
- (2) 平成19年に県（県警）を相手に損害賠償請求を求めた事件の書証の写し一式及び証拠説明書一切（以下「本件開示請求2」という。）

- 2 実施機関は、本件開示請求1及び本件開示請求2について、「本件開示請求に関して、対象となる行政文書が多量であり、その特定及び開示・非開示の判断に時間を要することから、開示決定期間内に開示決定することが困難であるため。」として、開示決定期限を平成27年5月29日まで延長し、審査請求人に通知した。

- 3 実施機関は、本件開示請求1に対応する行政文書として、「判決文」外20件の文書を特定した。また、本件開示請求2に対応する文書として「証拠説明書（原告）」外77件の文書を特定した。

その上で、実施機関は、平成27年5月29日に次の5件の決定処分を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 本件開示請求1に関する文書のうち別紙1に記載した21件について宮本監第958号により、一部を除いて開示する決定（以下「本件処分1」という。）。
- (2) 本件開示請求2に関する文書のうち別紙1に記載した14件について宮本監第959号により、一部を除いて開示する決定（以下「本件処分2」という。）。
- (3) 本件開示請求2に関する文書のうち別紙1に記載した4件について宮本監第960号により、文書を開示する決定。
- (4) 本件開示請求2に関する文書のうち別紙1に記載した44件について宮本監第961号により、文書を開示しない決定（以下「本件処分3」という。）。
- (5) 本件開示請求2に関する文書のうち別紙1に記載した16件について宮本監第962号により、開示請求を却下する決定（以下「本件処分4」という。）。

4 審査請求人は、平成27年7月8日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分1、2、3及び4を不服として、宮城県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分1、2、3及び4を取り消し、非開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由を総合すると、おおむね次のとおりである。なお、審査請求人からは資料として特定商取引業務事業者に係る損害賠償請求反訴事件判決書の追加提出があった。

(1) 非開示理由付記の不備について

原処分の決定通知書は、非開示文書及び箇所を特定することなく、概括的に非開示理由を示しており、各非開示部分が条例各号に定めるどの非開示理由に該当するのかが明らかであるとはいえず、理由付記の要件を欠くものである。

(2) 刊行物の取扱いについて

対象行政文書の一部は、市販されている書籍及び新聞記事であり、既に公表された刊行物であることから、非開示情報には該当しない。

(3) 非開示理由該当性の不整合について

原処分では本件行政文書の他の部分で開示された情報から内容が推定される情報が非開示と判断されているもの及び類似の情報について複数箇所で開示・非開示の判断に合理性を欠くものがあり、開示範囲の検討が必要である。

(4) 部分開示について

一つの行政文書に複数の情報が記録されている場合において、一つの情報のうち、開示することにより支障が生じる部分を除いて開示しても支障が生じないにも関わらず、実施機関が情報を細分化して部分開示を行わなかったことは不当である。

(5) 訴訟記録の取扱いについて

本件行政文書には、訴訟記録が含まれている。訴訟記録の原本については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項に基づき、裁判所で閲覧可能であることから、すでに公開されている情報であって、非開示情報に該当しない。

(6) 裁量的開示について

本件行政文書には、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に関して訴訟提起された損害賠償請求事件に関する情報が記録されていることから、消費者保護の観点から、これを公開することが特に公益上必要があるものと認められ、非開示理由があるとしても、条例第10条の規定による裁量的開示を求める。また、事業者の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、条例第8条第1項第3号ただし書を適用し、開示するべきである。

また、裁量的開示をしなかった理由が記載されておらず、原処分時において裁量的開示について検討を行わなかったことは不当である。

(7) 却下について

実施機関は、本件処分4において、特定した文書が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第2章の規定が適用除外となるとしているが、これらの文書は捜査機関として所持する捜査資料そのものではなく、民事訴訟における証拠書類の写しであり、証拠番号が付されるなど、原本の内容に新たな情報が付されており、原本と内容が同一でもないことから、訴訟に関する書類には該当せず、条例第2章の規定は適用される。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の理由説明書及び資料の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 非開示理由の付記について

審査請求人が理由付記不備の根拠として引用している判例は、非開示理由として単に適用条項のみを示したものは理由不備となるものと判決されたものであり、本件各決定には当たらない。

(2) 刊行物の取扱いについて

本件対象行政文書に含まれる書籍の写しについては、書籍の一部を抜粋したものであり、当該部分は特定の個人に関し不利益と認められる情報が記録されていることから、公開することにより、特定の個人を識別することはできないが、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるとして、条例第8条第1項第2号に該当すると判断した。

また、本件対象行政文書に含まれる新聞記事の写しについては、損害賠償請求事件の原告会社及び原告代表者に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの若しくは、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの又は公開することにより当該法人の名誉や社会的評価が損なわれたり、新たな営業活動に支障が生じたりするなど、競争上の地位その他正当な利益が害されるものであると認められることから、条例第8条第1項第2号又は第3号に該当すると判断した。

(3) 非開示理由の不整合について

書証の一部と証拠説明書の標題における不整合は、作業上の人為的な誤りによるものである。

損害賠償請求額の取扱いについては、当初請求額は、訴訟提起時に報道されたことから、当該金額から原告が識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号に該当すると判断した。同様に、当該金額から原告会社が識別されることにより、当該法人の名誉や社会的評価が損なわれたり、新たな営業活動に支障が生じるなど、競争上の地位その他正当な利益が害されると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当すると判断した。

(4) 部分開示について

条例第9条は、一つの行政文書に複数の情報が記録されている場合において、非開示事由に該当する情報については非開示とし、それに該当しない情報を開示すべきと規定しているものであり、一つの情報を更に細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されない。

(5) 訴訟記録の取扱いについて

裁判所における訴訟記録の閲覧は、当事者の個人情報も含めて原則として全て閲覧の対象としているものの、当事者ないし利害関係人でない者に対しては、記録の複写等を一切認めていない。これに対して情報公開制度においては、閲覧が可能である文書については、原則として写しの交付を求めることが可能である。例えば、本件対象行政文書として特定した行政文書に記録されている個人情報について、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、または公開することが予定されている情報」と判断し、公開することにより、民事訴訟法第91条の閲覧制度だけであれば、訴訟記録の閲覧だけであり、広く世間の目に晒される可能性のなかった個人に関する情報が、訴訟記録の写しの交付まで認められることから、より広く世間の目に晒され、個人のプライバシー等が侵害される危険の程度が大きくなる。

よって、民事訴訟法に基づく訴訟記録の閲覧制度は、行政機関等の運営の透明性の確保と国民の主権者としての知る権利の保障のために実施される情報公開制度とは、制度理念が異なるものと言わざるを得ず、情報公開制度が本来予定している公開の判断基準とは異なる次元のものであることが明らかである。従って、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能であることのみをもって、条例にいう「慣行として知ることができる情報」には該当せず、条例第8条第1項各号に規定する非開示条項に即した判断を個別に行った。

(6) 裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書等において公益上の理由による開示を行うべきと主張しているが、条例第8条第1項第3号ただし書の公益上の義務的開示及び条例第10条の公益上の理由による裁量的開示を検討するに、悪質商法は宮城県警察本部としても看過できない問題ではあるものの、審査請求人のいう案件は、民事訴訟が提起され、インターネットにも勝訴判決の記録が掲載されるなどの予防策等が図られている。

また、本来保護すべき情報を開示するためには、厳正な対応が求められるところ、本件事案は、刑事事件としては検察官が終局処分として、裁判所の審判を求める必要がないと判断し終結しており、不利益を受けなかったこと

及び当該訴訟の原告会社と審査請求人のいう法人の同一性が不明であり、原処分において部分開示等とした個人情報、法人等の事業活動、捜査手法等の保護すべき利益と公開する利益とを比較すると保護すべき利益が優越するものであり、条例第10条に規定する公益上の理由による裁量権の逸脱・濫用の事実はないと考える。

(7) 却下処分について

特定した対象行政文書の中には、刑事事件に関し作成した書類の写しが含まれている。刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」は、同法第53条の「訴訟記録」に限らず、不起訴記録、不提出記録を含む被疑・被告事件に関して作成された書類の全てがこれに該当する。また、その性質が原本と同一の内容を有するものであっても「写し」であれば情報公開制度により開示の対象とされることとなると、刑事訴訟法等による取扱いと矛盾することとなるため、原本のみならず「写し」も「訴訟に関する書類」に該当する。よって、対象行政文書に含まれる刑事事件に関し作成した書類の写しは、条例第18条第4項の規定により、条例第2章の規定が適用されない文書に該当するものとして、開示請求を却下することとした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書は、宮城県を被告として訴訟提起された損害賠償請求事件に係る関係資料であり、その具体的な内容は以下のとおりである。

本件開示請求1に係る対象行政文書（計21件）

ア 判決文 1件

イ 訴状 1件

- ウ 答弁書 1 件
- エ 準備書面（原告） 1 1 件
- オ 準備書面（被告） 5 件
- カ 訴変更申立書（原告） 1 件
- キ 上申書（原告） 1 件

本件開示請求 2 に係る対象行政文書（計 7 8 件）

- ク 証拠説明書（原告） 4 件
- ケ 証拠説明書（被告） 3 件
- コ 書証（甲） 4 2 件
- サ 書証（乙） 2 9 件

特定された文書 9 9 件について、実施機関が行った処分 5 件は、別紙 1 のとおりである。以下、別紙 1 においてそれぞれに付された通し番号により、これらの行政文書を、1 については「本件行政文書 1」のように表記する。

当審査会では、諮問実施機関から該当すると判断した非開示条項を付記した対象行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、以下、その非開示妥当性を検討する。

3 民事訴訟法に規定する訴訟記録の閲覧制度と情報公開制度について

本件対象行政文書として特定した行政文書は、宮城県を被告とした損害賠償請求事件の訴訟記録であることから、審査請求人は、これらの文書について民事訴訟法第 9 1 条第 1 項に基づきその原本が裁判所で閲覧可能な記録であり、すでに公にされている情報であることから、非開示情報には該当しないと主張しているため、以下、民事訴訟法に基づく閲覧制度と条例に基づく情報公開制度との関係について検討する。

民事訴訟記録は、民事訴訟法第 9 1 条の規定により、何人でも記録の閲覧ができることを定めているが、これは裁判の公開、公正性の確保のため、裁判所の裁量において実施されている制度である。同制度は個人の私生活についての重大な秘密、営業機密等については閲覧を当事者に限ることができ、記録の謄写等は当事者及び利害関係者のみに認められている。一方で、条例に基づく情報公開制度は、県民の知る権利を尊重し、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有する諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政に寄与することを目的とした制度として、条例に基づく開示請求権は何人にも認められるものであり、開示された文書については、原則として写しの交付を求めることが可能である。

これら両制度の趣旨を鑑みるに、民事訴訟法に基づく閲覧制度は、行政機関等の運営の透明性の確保と知る権利の保障のための情報公開制度とは、制度理念が異なるものと言わざるを得ず、情報公開制度が本来予定している情報の開示・非開示の判断基準とは異なる趣旨のものと考えられる。従って、民事訴訟法に基づき裁判所において訴訟記録の閲覧が可能であることのみをもって、条例にいう「法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報」に直ちに該当するとは言えず、対象行政文書に記録されている情報について、個別に条例に規定する非開示情報に該当するかどうかを判断する必要がある。

4 報道等により既に公にされた情報について

本件行政文書で部分開示とされた文書には、新聞記事の写し（本件行政文書 31, 32, 33 及び 34）が含まれている。審査請求人は、これらについて、広く社会に公開された公刊物であり、すでに公にされている情報であることから、非開示情報には該当しないと主張しているため、以下これらの情報の取扱いについて検討する。

本件行政文書 31, 32, 33 及び 34 は新聞記事を抜粋した文書であるが、新聞記事等による報道により、当該情報が一時的に公知の状態に置かれたとしても、時間の経過により、事案の社会的影響、事案に対する社会一般の関心、記憶等が薄れていき、次第に公衆が知り得る状態におかれているとは言えなくなると考えられることから、そのことをもって当該情報の全てが将来にわたり一般に公にされている情報であるとして、慣行により公開され、又は公開が予定されている情報に該当するとまでは言えないと認められる。よって、本件行政文書 31, 32, 33 及び 34 について、条例第 8 条第 1 項各号に規定する非開示情報が記録されている場合は、なお当該情報を非開示とするべきである。

なお、審査請求人が同様にすでに公にされている情報であると主張している本件行政文書 35 については、5（1）ロにおいて検討する。

5 条例第 8 条第 1 項各号の該当性について

以下、実施機関が該当すると主張する非開示条項について検討する。

（1）条例第 8 条第 1 項第 2 号の該当性について

条例第 8 条第 1 項第 2 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報を非開示事由と規定している。しかし、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書は、

「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

イ 実施機関が非開示とした情報について

本件行政文書に記録された情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するものとして非開示としているものは、概ね以下の情報である。

- (イ) 本件行政文書に記録された損害賠償請求事件を訴訟提起した個人（以下「原告」という。）を含む特定の個人に関する情報
- (ロ) 書証（乙第27号証） 検察講義案（抜粋）の一部
（本件行政文書35）

ロ 本号該当性について

このうち、(イ)については、特定の個人が識別若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、特定の損害賠償請求事件への関係等の公開することで個人の権利利益が害されるおそれがある情報であることから、非開示とした実施機関の判断は妥当であると考ええる。

(ロ)は、市販書籍の一部である。本件処分2において、法律専門書から表紙、裏表紙及び法律解説の一部を抜粋したものを特定し、このうち抜粋した法律解説が記録された部分が非開示とされている。実施機関によると、当該部分が開示されると本件事案に関係する特定の個人の事情が類推される等の不利益が生ずるおそれがあることから条例第8条第1項第2号に該当すると判断したとのことであった。当審査会において対象行政文書35を見分したところ、市販書籍の一部を抜粋した写しであり、特定の個人が識別若しくは識別され得るものではないと認められた。また、上記で検討したとおり、本件事案に関する個人が識別される情報は全て非開示となっていることから、これを公にしても、特定の個人に不利益が生じるおそれがあるものではないと考えられ、条例第8条第1項第2号には該当せず、開示が妥当と考える。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報を非開示事由と規定している。同号本文に規定する「権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは，生産技術，営業，販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針，経理，人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，公開することにより，法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は法人等若しくは事業を営む個人の名誉，社会的評価，社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

なお，同号ただし書については「7 裁量的開示について」において検討する。

イ 実施機関が非開示とした情報

本件行政文書に記録された情報のうち，実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するものとして非開示としているものは，概ね以下の情報である。

- (イ) 本件行政文書に記録された損害賠償請求事件を訴訟提起した法人（以下「原告会社」という。）の社名，住所，業務名，業務内容，営業内容
- (ロ) 原告会社の販売上のノウハウに関する情報，内部管理に関する情報

ロ 本号該当性について

このうち（イ）については，原告会社が直接的に判別できる情報又は他の情報と組み合わせることにより，原告会社を識別し得る情報である。これらの情報については，公開することにより，原告会社が識別された場合，当該法人が宮城県を被告として損害賠償請求事件を訴訟提起したが，全面的に棄却されたという本件事案について関心が惹起されることになり，当該法人の名誉や社会的評価が損なわれたり，新たな事業活動に支障が生じる等，当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから条例第8条第1項第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ロ) に例示した情報については、販売上のノウハウに関する情報及び内部管理に関する情報は通常公にされる情報ではなく、公開することにより、法人等の事業活動が損なわれると認められることから、条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例 8 条第 1 項第 4 号該当性について

条例第 8 条第 1 項第 4 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示事由として規定している。

イ 実施機関が非開示とした情報

本件行政文書に記録された情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当するものとして非開示としているものは、概ね以下の情報である。

- (イ) 警部補以下の職位にある警察職員の職名、氏名及び印影
- (ロ) 犯罪捜査の判断基準及び着眼点に関する情報

ロ 本号該当性について

このうち、(イ) については、一般に公表されていない情報であり、公開することにより、警察業務の性質上、当該警察職員やその家族等に危害が加えられるおそれが新たに生じる等、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとした実施機関の判断は首肯し得るものであることから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(ロ) に例示した情報については、実施機関が捜査活動を通じて知り得た情報であり、これらの情報が明らかになると、捜査活動に対する対抗措置が講じられ、犯罪の実行が容易になる又は将来の捜査活動に支障が生じる等、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとした実施機関の判断は首肯し得るものであることから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 条例第 8 条第 1 項第 7 号該当性について

条例第 8 条第 1 項第 7 号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生

ずると認められるもの」に該当する情報を非開示事由として規定している。

イ 実施機関が非開示とした情報

本件行政文書に記録された情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するものとして非開示としているものは、警察に対する協力者に関する情報である。

ロ 本号該当性について

当審査会において、対象行政文書を見分したところ、警察に対して協力した者が識別できる情報及び協力した者から警察が事案に関して得た情報等が記録されていた。これらの情報が公開されることにより、警察に協力したことが公開されることを予期していない協力者と警察との信頼関係が損なわれ、以後の警察活動に対する協力が躊躇される等、警察活動の円滑な執行に支障が生ずるとした実施機関の判断は首肯し得るものであることから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

6 部分開示の適用について

審査請求人は以下の文書について開示が可能と考えられる部分があること及び一の情報のうち開示すると支障が生じる部分を除いて開示ができる場合は、細分化して部分開示を行うべきと主張しているため、以下検討する。

ア 本件行政文書24及び25のうち標題部の一部

イ 本件行政文書2及び20 金額等

ア及びイについて、当審査会で対象行政文書を見分したが、当該情報は本件事案の原告及び原告会社に関する情報であり、前記5（1）及び5（2）で検討したとおり、文書の他の記載部分とあわせて考えると、条例第8条第1項第2号若しくは第3号又はその両方に該当することから、非開示と判断することが妥当である。

また、対象行政文書全般について審査請求人は細分化して部分開示を求めているが、原処分において非開示と判断された情報から明白に分離して開示できる部分については、前記5（1）ロで検討したとおりである。

7 裁量的開示について

審査請求人は、本件行政文書に記録されている情報について、消費者保護の観点から、条例第8条第1項第3号ただし書又は条例第10条を適用して開示すべきと主張しているため、以下検討する。

条例第8条第1項第3号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

また、条例第10条は、非開示情報が記録されている文書について「公益上特に必要があると認めるとき」は開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、同条は当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要がある場合等で、開示することが公益上特に必要であると認めるときは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性を個別、具体的に比較衡量して判断して、非開示情報を開示することができることを定めたものである。

本件事案は、損害賠償請求事件の判決言渡日が平成21年11月19日であり、損害賠償請求の原因となった事案はそれ以前の時期に発生しているものである。

当審査会で対象行政文書に記録された情報を見分したところ、原因となった事案が発生した時点においては、事業活動等から生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体及び財産等を保護するために開示することが必要であった可能性は否定できない。しかし、判決が言い渡されてからは一定の時間が経過しており、当審査会でも過去の報道資料等を調査したが、平成20年以降の原告会社等による同種被害の発生状況を確認できなかった。従って、開示請求のあった時点においては、危害等から人の生命等を保護するために、本来非開示と判断される情報を敢えて開示する必要性が認められる状況とは言えないと考えられる。以上のことから、条例第8条第3号ただし書の規定により開示すべき情報には該当しない。また同様の理由から条例第10条の規定により開示すべき情報にも該当しない。よって、前記5(1)から(4)までにおいて検討した結果、条例第8条第1項第2号、第3号、第4号及び第7号のいずれか又は複数に該当する情報はなお非開示とすることが妥当である。

8 却下処分について

諮問実施機関は本件処分3に係る対象行政文書が、訴訟に関する書類に該当し、条例の適用を受けない文書であると主張しているため、以下、実施機関の行った本件処分3の妥当性について検討する。

審査請求人は捜査機関として所持する捜査資料そのものではなく、民事訴訟における証拠書類の写しであり、原本の内容に新たな情報が付されていることから、原本と内容が同一ではないため刑事訴訟法第53条の2第1項で規定する「訴訟に関する書類」に該当しないと主張している。当審査会で、諮問実施

機関から提出された本件行政文書80から95までをインカメラ審理により見分したところ、これらの文書は実施機関が刑事事件に関し作成または取得した書類の写しに書証番号、通し番号等が追記されただけのものであり、本件行政文書80から95までは実施機関が保有する「訴訟に関する書類」と実質的に同一の性質を有する情報であると認められる。これらの「訴訟に関する書類」に該当する文書については、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められており、これらについて条例に基づく開示請求の対象とすると、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法の取扱いと矛盾が生じることから、本件行政文書80から95までについて、条例第2章の規定が適用されない文書に該当するとして、開示請求を却下した実施機関の処分は妥当である。

9 理由付記の不備について

審査請求人は、本件処分1、2及び3に係る決定通知書に記載された非開示理由は、非開示文書及び箇所を特定することなく、概括的に非開示理由を示しており、各非開示部分のどの部分が条例第8条第1項各号の非開示理由に該当するのか不明であり、原処分は理由付記の不備による瑕疵のため取り消されるべきであると主張している。

当審査会が確認したところ、本件処分1、2及び3に係る決定通知書には、別紙として行政文書の内容として各対象行政文書の標題及び行政文書の開示をしない理由が条項毎に記載されていた。こうした記載方法では、それぞれの対象行政文書が、どのような理由により条例のどの条項に該当するため部分開示又は非開示と決定されたかを、審査請求人が承知することは困難であると言わざるを得ない。従って、理由付記に不十分な点があると言える。

しかし、本事案においては、諮問実施機関から別紙2のとおり開示決定等をした具体的理由を説明した書面が提出され、平成27年9月18日付けで審査会から審査請求人に送付されており、審査請求人はそれを踏まえて詳細な意見を述べているので、敢えてこれを理由に原処分を取り消すべきとまでは言えない。

10 決定手続の不備について

審査請求人は、実施機関が原告会社等に対して意見照会を行うことなく条例第8条第1項第3号ただし書及び第10条に規定する公益上の理由による裁量的開示の該当性を判断したことについて、審理が尽くされておらず、手続の不備により取消事由となり得ると主張しているが、当審査会は行政文書の開示請求に対する開示決定等の当否について、諮問実施機関から意見を求められているのであり、これに影響を与えない主張については、意見を述べる立場にない。

1 1 結 論

以上のとおり，実施機関が非開示とした情報のうち，本件行政文書35（書証乙第27号証）を条例第8条第1項第2号を理由に部分開示としたことは妥当でない。

第6 付 言

上記第5の9で述べたとおり，原処分における実施機関の理由付記には不十分な点があったことから，当審査会は，以下のとおり付言する。

今後開示決定等を行うに当たっては，条例の趣旨を踏まえ，別紙2第2項程度の具体性のある理由付記をするべきである。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙3のとおりである。

別紙 1

宮本監第958号 部分開示決定（本件処分1） 非開示事由 条例第8条第1項第2号，第3号，第4号，第7号該当	
1	判決文
2	訴状
3	答弁書
4～14	準備書面（原告）11件
15～19	準備書面（被告）5件
20	訴変更申立書（原告）
21	上申書（原告）
宮本監第959号 部分開示決定（本件処分2） 非開示事由 条例第8条第1項第2号，第3号，第4号該当	
22～25	証拠説明書（原告）4件
26～28	証拠説明書（1）（被告）～（3）（被告）3件
29～30	書証（甲第23号証），（甲第41号証）
31～35	書証（乙第4号証），（乙第5号証の1）（乙第5号証の2） （乙第6号証），（乙第27号証）
宮本監第960号 開示決定（本件審査請求の対象外）	
①～④	書証（乙第1号証），（乙第2号証），（乙第3号証）， （乙第26号証）
宮本監第961号 非開示決定（本件処分3） 非開示事由 条例第8条第1項第2号，第3号，第4号該当	
36～74	書証 39件 （甲第1号証～第11号証），（甲第13号証～第22号証）， （甲第24号証～第40号証の2）
75	書証（乙第7号証の1）
76	書証（乙第7号証の2）
77	書証（乙第8号証）
78	書証（乙第9号証）
79	書証（乙第12号証）
宮本監第962号 開示請求却下通知書（本件処分4） 却下の理由 刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当	
80	書証（甲第12号証）
81～95	書証 15件 （乙第10号証，乙第11号証，乙第13号証～乙第25号証）

開示決定等をした具体的理由

1 特定した行政文書の性質

(1) 「訴訟記録」

本件対象文書として特定した行政文書は、宮城県が被告となった民事裁判の訴訟記録である。当該訴訟記録は、原告から訴状が裁判所に送付されたことにより訴訟が提起され、原告・被告双方は、勝訴するため、あるいは敗訴を逃れるため、互いの主張を書面又は口頭により交し、最終的に裁判所が両当事者の主張を判断し、判決されるものであるが、訴訟記録は、通常、裁判所・原告・被告がそれぞれ所持しているものである。

(2) 訴訟記録の閲覧と情報公開制度

裁判所における訴訟記録の閲覧と、情報公開請求による訴訟記録の閲覧とは、各々明確な制度目的が存在し、かつ、各制度はそれに忠実にしたがって、運用されている。

民事訴訟記録は、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第91条に従い、何人も裁判所書記官に対して記録の閲覧を請求することができるが、これは公開の裁判・公平な裁判の実施という裁判所に課された憲法上の要請に基づいて、裁判所の責任と裁量において実施されている制度である。

他方、本県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）は、地方自治の本旨に則り、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利及び県の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政に寄与することを目的としており、その保有する情報については、原則公開を理念としているが、公開することにより、特定の個人や法人の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど、県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示条項を定めている。

裁判所における訴訟記録の閲覧と実施機関（行政機関）が行っている情報公開制度とは、理論的な基盤も実務上の運用も異なる部分が少なからずある。

民訴法第91条の訴訟記録閲覧制度によると、訴訟記録の閲覧を希望する者は、訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧を希望する訴訟記録を特定しなければならない。また、裁判所書記官は、明らかに閲覧請求権の濫用と認められる場合には、民訴法第91条第1項の解釈としても、閲覧を拒否することも可能である。

裁判所における訴訟記録の閲覧は、当事者の個人情報も含めて原則として全て閲覧の対象としているものの、当事者ないし利害関係人でない者に対しては、記録の複写等を一切認めていない。これに対して、情報公開請求においては、閲覧が可能である文書については、原則として写しの交付を求めることが可能である。

例えば、本件対象文書として特定した行政文書に記録されている個人情報について、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」と判断し、公開することにより、民訴法第91条の閲覧制度だけであれば、訴訟記録の閲覧だけであり、広く世間の目に晒される可能性のなかった個人に関する情報が、訴訟記録の写しの交付まで認められることから、より広く世間の目に晒され、個人のプライバシー等が侵害される危険の程度が大きくなる。

よって民訴法に基づく訴訟記録の閲覧制度は、行政機関等の運営の透明性の確保と国民の主権者としての知る権利の保障のために実施される情報公開制度とは、制度理念が異なるものと言わざるを得ず、情報公開制度が本来予定している公開の判断基準とは異なる次元のものであることが明らかである。従って、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能であることのみをもって、条例にいう、「慣行として知ることができる情報」に該当せず、条例第8条第1項に規定する非開示情報に即した判断を個別に行った。

2 非開示とした理由

(1) 総括的理由

実施機関である警察本部長が保有する当該訴訟記録の大半は、当該実施機関が当事者となった事件の記録であることからすれば、当該記録における個人情報・法人情報等を公開することは、訴訟における一方当事者が相手方ないし第三者に関する情報を公開することに外ならず、相手方ないし第三者の権利利益を不当に害するおそれが高いものといわなければならない。

また、原告は当該法人の代表者として当該訴訟に臨んだものであったが、当該訴訟記録には、当該法人にとって不名誉な情報が全般に記録されており、これらの情報を公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかであり、条例第8条第1項第3号（法人等情報）に該当すると判断する。

これらの情報は、訴訟当事者にとって当該訴訟に関する情報が公開されることが利益となるか否かは、当該当事者自身の判断に委ねられるべきであり、少なくとも訴訟の相手方が判断すべきではないものと認められる。

(2) 「公にされた内容」について

本件行政文書の中には、原告会社に関し、過去に報道機関により公にされた

内容が記録されているものがある。当時は、それが公にされることにより、個人のプライバシーや法人の権利利益を害するおそれがある情報が晒されるとしても、受忍すべき範囲内にとどまるものと考えられる。

しかしながら、時の経過により、その社会的影響や一般の関心は薄れるものであり、常に何人も知り得る状態に置かれているとはいえないものと認められ、また、受忍すべき期間には一定の時的限界があるものであり、当該個人のプライバシーや当該法人の権利利益を保護する余地が生じると認められることから、公にされた事実であっても、公開することにより、なお、当該法人及び個人の権利利益が害されるおそれがあるものと判断する。

(3) 非開示該当性

ア 条例第8条第1項第2号本文（個人情報）該当性

本件行政文書には、特定の個人に関する情報が記録されている。これらの情報を公開することにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第1項第2号本文に該当するものとして非開示とした。

イ 条例第8条第1項第3号（法人等情報）該当性

本件行政文書には、原告会社の社名、住所、業務名、業務内容、営業内容、販売上のノウハウに関する情報、内部管理に関する情報等が全般に記録されている。本号は、法人又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨であり、公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

これらの原告会社に係る情報の中には、当該法人にとって不名誉な情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、当該法人の名誉や社会的評価が損なわれたり、新たな事業活動に支障が生じるおそれがあり、そうなっては、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、本号に該当するものとして非開示とした。

また、原告会社が直接的判別できる会社名や他の情報と組み合わせることにより原告会社を識別し得る原告会社の住所、業務名、業務内容、営業内容及び社歴の記述について、例えば、原告会社が識別されることにより、県警を相手に損害賠償を提起した当該法人についての関心が惹起され、その結果、当該法人にとっては、不名誉な情報が判別されてしまい、それがインターネット上に掲載された場合、上記と同様の支障が生じるものと認められる。

さらに、これらの行政文書には、当該法人の内部管理に関する情報が記録されている。これらの情報について、当該法人の権利利益を害すると認められるかどうかは、当該法人の判断に委ねられるべきものであり、公開することにより、営業上のノウハウ等内部情報を晒してしまうことによって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる以上、本号に該当するものとして、非開示とした。

ウ 条例第8条第1項第4号（公共安全情報）該当性

(ア) 警察職員の氏名

本件行政文書には、公表されていない警察職員の氏名が記録されており、これらの情報を公開することにより、当該警察職員やその家族等に危害等が加えられるおそれが新たに生ずるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため非開示とした。

(イ) 犯罪捜査の着眼点

本件行政文書には、犯罪捜査の判断基準及び着眼点に関する情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、警察の捜査活動に対する対抗措置を講じて、犯罪の実行を容易にし、又は、犯罪捜査を困難にするなど、将来の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため非開示とした。

エ 条例第8条第1項第7号（事務事業情報）該当性

本件行政文書には、警察に対する協力者に関する情報が記録されている。協力者に関するこれらの情報を公開することにより、公開されることを予期していない協力者が、警察に協力すると自己の情報を公表されると考え、警察との信頼関係が崩れてしまったり、以後の警察活動に対する協力を躊躇したりし、警察活動の円滑な執行に支障が生ずると認められるため非開示とした。

オ 開示請求却下処分

本件行政文書の中には、刑事事件に関し作成した書類の「写し」が含まれている。これらの文書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑事訴訟法」という。）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第18条第4項の規定により、同条例第2章の規定（行政文書の開示に関する規定）が適用されない文書に該当するものと認められる。

刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」は、同法第53条の「訴訟記録」に限らず、不起訴記録、不提出記録を含む被疑・被告事件に関

して作成された書類の全てがこれに該当すると解されている（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成15年度（行情）答申第31号）。

また、本件行政文書は、訴訟に関する書類の「写し」であるが、上記答申は、刑訴法第53条の2の「訴訟に関する書類」には、原本のみならず「写し」も含まれることを前提とし、その性質は、原本と同一の内容を有するものであって、「写し」であれば情報公開法により開示の対象とされることとなると、刑訴法等による取扱いが矛盾することとなるため、「写し」も原本と同一の内容を有するものと解されている。

よって、刑事事件に関し作成した書類の「写し」は、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第18条第4項の規定により、同条例第2章の規定が適用されない文書に該当するものとして、却下処分とすることとした。

別紙3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 9. 9	○ 諮問を受けた。(諮問第210号)
27. 11. 18	○ 審査請求人から意見書を受理した。
27. 12. 24 (第351回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 1. 25 (第352回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 2	○ 審査請求人から資料を受理した。
28. 2. 23 (第353回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 23 (第354回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 4. 27 (第355回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 5. 24 (第356回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 6. 1	○ 諮問実施機関から資料を受理した。
28. 6. 14 (第357回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 7. 22 (第358回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 8. 23 (第359回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 9. 13 (第360回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成28年9月30日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
齋藤信一	法律家	
坂野智憲	法律家	会長
渋谷雅弘	学識経験者	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	